

議案第 3 1 号

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 4 8 年法律第 8 2 号)等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を行うもの。

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

長与町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、並びに」を「、及び」に改める。

第4条第1項第1号中「死亡者より」を「死亡者により」に改め、「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって、死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとする。

第6条中「いあわせた」を「居合わせた」に、「者の」を「ものの」に改める。

第7条第2号中「に規定する」を「の規定に該当する」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、広範囲にわたる大規模な災害その他やむを得ない理由により町長が保証人を立てることが困難であると認める場合は、この限りでない。

2 災害援護資金の貸付けに係る利率は、保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合には据置期間中を無利子とし、据置期間経過後を年1.5パーセントとする。ただし、災害援護資金の延滞に係る利率については、令第9条に定めるところによる。

3 第1項の保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。